



令和5年度から市税の納め方が変わります！〔第3報〕

税務課（徴収対策室） ☎75-4977

～税目ごとに口座振替ができるようになります～

令和5年度からの単税方式の納期

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 ※市外居住者、共有、法人固定資産税含む	4回		1期		2期		3期			4期			
市県民税	4回			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

令和4年度までの集合税方式は、市県民税・国民健康保険税・固定資産税の3税は「集合税」として一つの口座からしか振替できませんでした。令和5年度からは単税化されますので、それぞれの税目ごとに振替口座を設定できるようになります。

令和5年2月1日から新規口座振替の受付を開始します。税目ごとに振替口座を設定したい方や納付方法を変更したい方は、下の表を参考にお申してください（令和5年2月1日からは集合税9期及び10期の口座振替の新規申込はできません）。

集合税	単税化後（令和5年度から）	申込方法
口座振替	現在登録の口座のまま振替を継続したい	申込不要
口座振替	一部税目の口座を変更したい	変更したい金融機関窓口でお申し込みください。市内の支店窓口には申込用紙が備え付けてあります。
納付書	口座振替に変更したい	



登録できる金融機関

- 福岡銀行 ○西日本シティ銀行 ○筑邦銀行 ○筑後信用金庫 ○にじ農業協同組合
- ゆうちょ銀行

申込には、通帳・銀行印が必要です。

※振替方法についても、全期前納または期別納付を税目ごとに選択できます。

※ご不明な点がある場合、うきは市役所税務課や浮羽市民課までご連絡ください。

市税の納付には便利な口座振替がおすすめです！

- ◆納期のたびに支払いに行く必要がありません。
- ◆自動引き落としのため支払い忘れがありません。
- ◆ご利用の金融機関窓口でお申し込みいただけます。